

平成 23 年 12 月 28 日

各 位

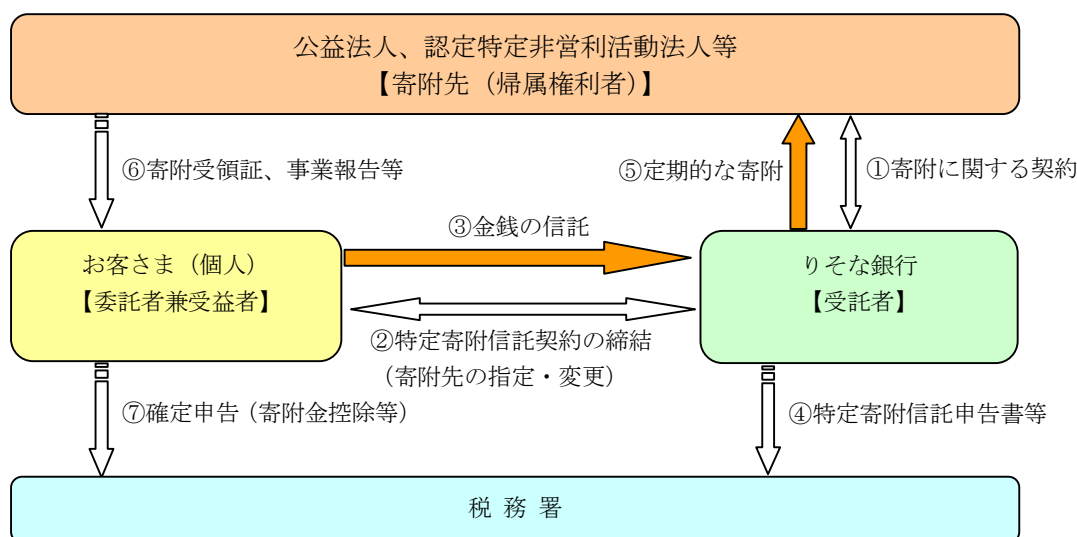
株式会社りそな銀行

『特定寄附信託（愛称：応援の絆）』の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田 直樹）は、平成 24 年 1 月 6 日（金）より、「特定寄附信託（愛称：応援の絆）」の取扱いを開始いたします。特定寄附信託は、信託を通じた寄附の促進により、一層の公益活動を促す観点から、平成 23 年度税制改正において新たに創設された寄附の制度です。

りそな銀行では、全国で活動する団体に加え、より地域に密着した活動を行う団体として、りそな銀行の営業エリアを中心に活動する公益法人等と契約を締結しました。取扱開始時の寄附先は合計 13 団体で、お客様の寄附ニーズに応じて幅広い分野からお選びいただけます。

【仕組み図】



【主な特徴】

- 寄附先は、当社が選定し契約を締結した寄附先のなかからお選びいただけます。寄附はしたいが、どこに寄附をしたらいいのかわからないというお客様にも安心してご利用いただけます。
- 信託期間中、寄附先の事業報告がお手元に届きます。事業報告を通じて、寄附した資金の使いみちを確認することが出来ます。期間中に寄附先を変更することもできます。
- 信託された金銭は、運用収益と共にお客様にご指定いただいた公益法人等に寄附されます。運用収益は非課税となります。
- 特定寄附信託を通じて公益法人等に寄附された寄附金についても、直接寄附と同様に確定申告により「寄附金控除（所得控除）」または「寄附金特別控除（税額控除）※」が受けられます。
※ 当社の選定した公益法人には寄附金特別控除（税額控除）適用外の寄附先が含まれます。

りそなグループでは、平成 23 年 8 月に制定したグループ CSR 方針に基づき、今後も総合的な金融機能の活用により、持続可能な社会づくりへの貢献を実践してまいります。

以 上

別紙1

【寄附先一覧】（平成23年12月28日現在）

	活動エリア	寄附先名称（敬称略・五十音順）	活動分野（テーマ）
1	全国で活動	公益財団法人 交通遺児育英会	交通遺児支援
2		社会福祉法人 中央共同募金会	東日本震災復興 地域貢献
3		公益財団法人 日本自然保護協会	自然保護
4		公益財団法人 日本対がん協会	がん予防・撲滅
5		公益財団法人 日本盲導犬協会	視覚障がい者支援
6	地域に密着した活動	公益社団法人 愛知県緑化推進委員会	緑化啓発
7		公益財団法人 大阪府文化財センター	地域文化保護
8		公益財団法人 かながわ海岸美化財団	自然保護
9		公益財団法人 京都市文化観光資源保護財団	地域文化保護
10		公益財団法人 東京動物園協会	動物園運営
11		公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会	障がい者スポーツ活動支援
12		公益財団法人 奈良先端科学技術大学院大学支援財団	科学技術発展
13		公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金	災害復興支援

・社会福祉法人 中央共同募金会への寄附につきましては、震災復興目的もしくは一般の寄附目的（地域貢献）のいずれかをお選びいただけます。

【商品概要】

項 目	内 容
1. ご契約者（委託者兼受益者）	個人のお客さま
2. 信託期間	5年以上10年以内（1年の整数倍の期間）でご指定いただけます
3. 最低信託元本	100万円以上（10万円単位）
4. 信託財産	金銭のみ
5. 財産の運用	次に掲げる方法に限られます ① 預貯金（決済性預金） ② 合同運用指定金銭信託の受益権
6. 中途解約の取扱い	一部解約・全部解約とも中途解約は出来ません
7. 信託報酬	かかりません ※ただし、当社の合同運用指定金銭信託で運用しており、この金銭信託の運用収益から、元本に対して年0.01%～5%の範囲内で運用信託報酬を申し受けます
8. 寄附の方法	毎年の寄附額：（信託元本額/信託期間年数）＋当該年の利子額、運用収益等 毎年の寄附額を年1回（11月15日、銀行休業日の場合は前営業日）、寄附先が指定する口座に入金いたします
9. 税制上の優遇	① 利子所得は非課税 ② 信託期間中、寄附金控除または寄附金特別控除（税額控除）が受けられます。 ○ご契約者さまは、信託期間締結後、弊社を經由して居住地の所轄税務署に「特定寄附信託申告書」と信託契約の写しを提出します。 ○寄附金控除等を受けるため、ご契約者さまあてに寄附先から郵送される「寄附受領証」を添付の上確定申告を行う必要があります。 ○寄附金特別控除（税額控除）適用外の寄附先が含まれます